

規制・制度改革要望

規制・制度改革要望に関する項目一覧(H24.1.12第2WGプレゼン内容)

発電分野	送配電分野	小売分野
<p>①発電所建設 <u>1.新電力等の発電所建設の促進(アセス緩和等)</u></p> <p>②取引所からの調達 2.卸電力市場の整備・活性化 3.日本卸電力取引所におけるゼロひも付けルールの廃止 4.卸電力取引所の中立化・法定化 5.卸・IPPの発電余力の活用</p> <p>③相対取引 6.新規電源設置におけるIPP入札の実施</p> <p>④自治体保有電源 7.自治体等の公営発電事業における入札の義務化</p> <p>⑤国策的な電源 8.国策的電源利用のあり方 9.常時バックアップ・部分供給のあり方見直し</p>	<p>①系統利用ルール <u>10.同時同量制度の見直し</u> <u>11.自家発アンシラリーサービス料金の見直し</u></p> <p>②系統利用料金 <u>12.インバランス料金の引き下げ</u> <u>13.託送料金の引き下げ・透明化</u> 14.低圧託送料金制度の創設</p> <p>③系統運用 15.送電における広域的運用の実施 <u>16.情報開示の強化・透明性の向上</u></p>	<p>①自由化範囲 <u>17.需要家の選択肢拡大のための小売り自由化範囲の拡大の検討</u></p> <p>②サービス提供環境 <u>18.スマートメータの導入促進(電気事業者による導入)</u> <u>19.スマートメータのインターフェース等の標準化</u> 20.省エネ法におけるピーク対策の積極評価</p> <p>③お客様情報/営業 <u>21.需要側のピーク対策における供給事業者側の協力</u> 22.需要家群による需給管理の推進 <u>23.24.電気事業者の事業者別排出係数の見直し①、②</u></p> <p>④部分供給 25.需要家による再生可能エネルギーの選択肢買う題に向けた部分供給取引の明確化 9.常時バックアップ・部分供給のあり方見直し(再掲)</p> <p>⑤その他 26.自家発補給契約の見直し 27.特定電気事業制度の見直し 28.マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し(年次点検の簡素化)</p>

1. 再生可能エネルギーの普及

- ◆ 自然変動電源(太陽光/風力)の導入拡大
⇒普及に向けた系統利用ルールの改善(追①)

2. スマートコミュニティの推進

- ◆ スマコミ運営事業者/アグリゲータの事業性向上
⇒需給調整コストの透明化(追②) <電力システム改革とも関連>
- ◆ 自由化対象需要家におけるスマートメータの情報活用のための負担軽減
⇒スマートメータ活用におけるお客様負担の軽減(追③)
- ◆ スマートコミュニティ構築に係るコスト削減
⇒スマートメータ導入整備に係る通信インフラの調達・構築(追④)
- ◆ マンション高圧一括受電の普及による省エネ推進
⇒既築マンションにおける一般電気事業者受電設備の資産譲渡(追⑤)

3. その他の電力取引関連

- ◆ お客様ビル受電盤等工事における利便性の向上
⇒お客様ビルにおける送配電関連工事ルールの見直し(追⑥)
- ◆ 新電力が多様な電源調達を可能とするための分散電源の早期普及促進
⇒高効率火力発電の新增設における環境アセスの迅速化(追⑦)

(追①)再生可能エネルギー普及に向けた系統利用ルールの改善

問題の所在

- ①「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の導入により、今後再生可能エネルギーの加速的な建設が期待されているところであり、制度措置において新電力も買取義務者として再生可能エネルギーを調達可能となっている。しかし、再生可能エネルギーの中でも、太陽光、風力などの天候の影響を受けやすい自然エネルギー源の活用は、30分同時同量(±3%)制約により調達可能量が限定的とならざるを得ない。
- ②今後の制度改正において、新電力は計画値同時同量ルールの選択が可能となる方向性が示されており、この詳細設計の内容如何によっては、新電力は太陽光・風力の調達が一層難しくなる懸念もある。

改善要望

- 再生可能エネルギーの導入促進過程において、太陽光・風力については、系統全体で変動を吸収する措置を講ずることが実効性・経済性の観点から高いと考えられるため、当該電源については、電気事業の競争政策と切り離して対応することが適切であると考ええる。
- 従って太陽光や風力発電については、**同時同量制度の対象外とする**、または**実需同時同量**を選択した新電力に対して、新電力の調達規模に応じて**同時同量変動範囲を緩和するなどの政策的措置**を実施する。

(追②)系統運用における需給調整コストの明確化

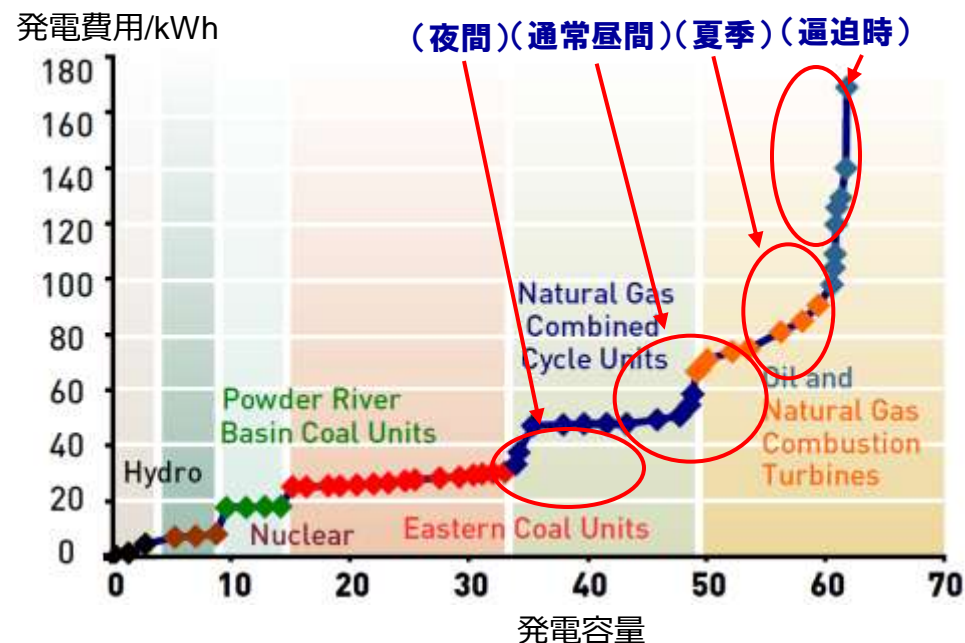
問題の所在

- ① 情報の不透明性から需給逼迫時等にお客様の適切な協力を誘導するのが困難である
 - ・新電力の需給調整が系統全体にどのような影響を与えているかが不明
 - ・発電部門との一体運用により、競争領域の費用が不透明
- ② エネルギーマネジメントに有効なアグリゲーター事業や蓄電池の導入が進まない
 - ・需給調整にかかるコストが不透明

改善要望

- 一般電気事業者の系統運用部門における**系統運用情報、需給調整コスト等を透明化**することにより、需要側の協力を得やすくするとともに、アグリゲーション事業機会を創出する。
- 具体的には、前日までの供給力確保状況と当日の需給状況を、新電力等へ**リアルタイムに情報提供可能**とするとともに、系統運用部門の**需給調整に係る需給調整コストを時間毎のマージナルコストベースで開示**することを義務化する。
- 将来的には、需給調整機能の市場化（リアルタイム市場←電力システム改革での検討事項）

○需給調整費用イメージ



(追③)スマートメータ導入に伴う自由化対象需要家の負担軽減

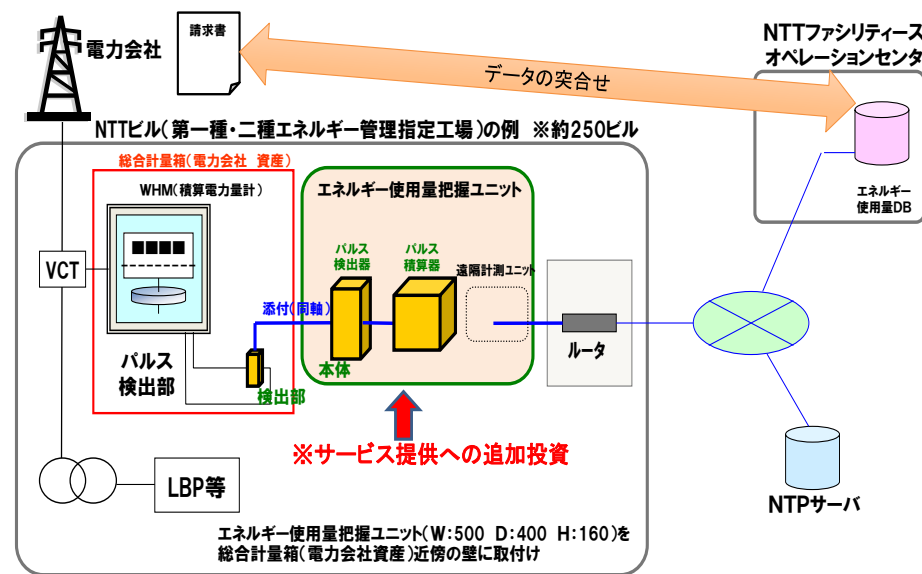
問題の所在

- ① 現在、お客様がスマートメータから直接情報を取得するBルートインターフェースやデータフォーマットの標準化検討が実施されているが、**対象が家庭向けのものに限定**されている。
- ② 自由化対象の高圧・特別高圧のお客様向けのスマートメータが有する需要家側インターフェースは、**パルス出力となっているため**、お客様がBEMS等を導入する際には、**パルス変換器(パルス⇒kWh)**といった追加的な投資が必要となる。
- ③ また、**時刻情報やお客様番号情報を有しないため**、アグリゲータがネガワット取引を行った際、**電力会社が把握するデータと異なる**といった問題や、**お客様特定に時間を有する**といった問題も生じている。
- ④ さらに、パルス検出用のパルスピックへの接続は、アナログインターフェースのため、**一般電気事業者の立会が必要**となり、サービス提供にあたって時間を要する。
- ⑤ これらの問題から、スマートコミュニティやアグリゲータビジネス普及の阻害要因となる。

改善要望

● 需要家の選択肢拡大など、スマートメータの位置づけは今後ますます重要となることから、高圧以上のスマートメータについても、早期に**インターフェース仕様の標準化**に取り組み、汎用的な電文での出力可能なBルートを実現すべきである。

● 将来的には、需要家選択肢の更なる拡大に向け、メータ(事業)そのものを一般電気事業者から切り離すことも検討すべきであると考える。



※(株)NTTファシリティーズのサービス提供例

(追④)スマートメータ導入整備に係る通信インフラの調達・構築

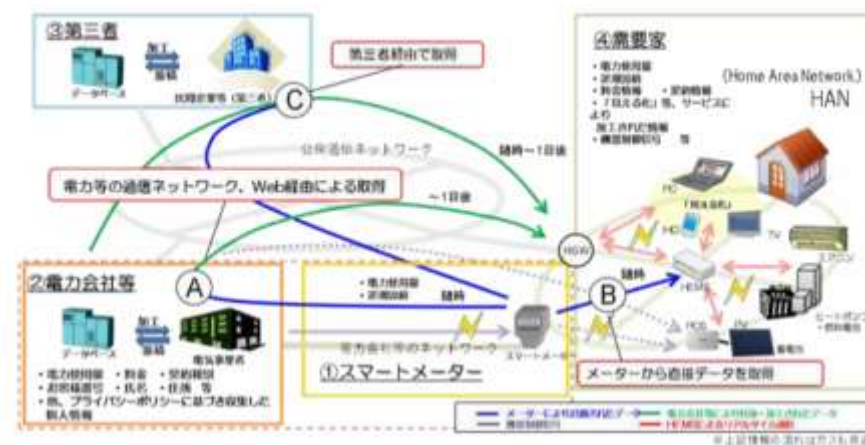
問題の所在

- ①5年間以内に総電力需要の8割をスマートメーター化する目標達成に向け、各電力会社が各々でスマートメータの導入を進めているが、導入にあたっては、メーター本体のみならず、検針に必要な通信ネットワーク(Aルート側)の構築・整備が必要であり、これらについては東京電力を除き、**各電力会社の独自判断により調達先の選定・設備整備が進められている**模様である。
- ②現在、東京電力においては、国際調達手続きを活用した競争的な調達によるコスト低減に取り組んでいるが、他の一般電気事業者においては、公共財である送配電部門の設備であるにも関わらず、独自の調達・構築手段がとられてるよう見受けられ、**係る費用は託送料金として転嫁されるにも関わらず、コスト低減に向けた努力が十分とられてるかどうか不透明**である。

改善要望

- スマートメータ関連の通信インフラ等については、スマートコミュニティ等を推進していく不可欠な設備であり、普及に向けて低コスト化を図りながら早期に整備していくべきものであると認識している。
- 本来、**託送料金で回収される設備調達に関しては、国際調達手続きなどにより競争的に実施すべき性質のも**であり、中でも特に構築が急務であるスマートメータおよび関連の通信インフラの調達に関しては、各社の**送配電部門に対してオープンな調達手続きの義務化**を早急に図ることが必要である。

<需要家の電力等使用情報の取得ルート>



(追⑤)既築マンションにおける電力会社受電設備の資産譲渡

問題の所在

- ① マンション高圧一括受電サービスは、見える化やデマンド・レスポンスサービスの提供による省エネ普及策としても期待されているが、既築マンションを一括受電に切り替える場合、一般電気事業者が**既設受変電設備を撤去、マンション一括受電サービス事業者が新たに受変電設備を設置**するといった費用負担が発生するため、当該サービスの普及の妨げとなっている。
- ② マンション設置の受変電設備は、電力会社送配電部門の資産であるが、マンション住民を含む一般需要家から投資回収している設備であるものの、利用継続の扱いにおいて費用の一部を負担している利用者等(マンション住民)の意向を踏まえた対応となっていない。

改善要望

- 電力会社から電力供給を受けている既築マンションを高圧一括受電サービスに切り替える場合、電力会社資産の**受変電設備等をマンション管理組合または一括受電サービス事業者が簿価で譲渡可能とする**など、継続利用を前提としたルール化(ガイドライン化)を図る。

	期待される効果
電力会社(送配電部門)	受電設備売却による収入 集合住宅一括受電化に伴う撤去工事費の削減
一括受電サービス事業者	受変電設備構築の工期短縮(例:1週間の工期が3日間に短縮) 受変電設備構築の投資削減
お客様(マンション住民)	電気料金の低減

(追⑥)お客様ビルにおける送配電関連工事ルールの見直し

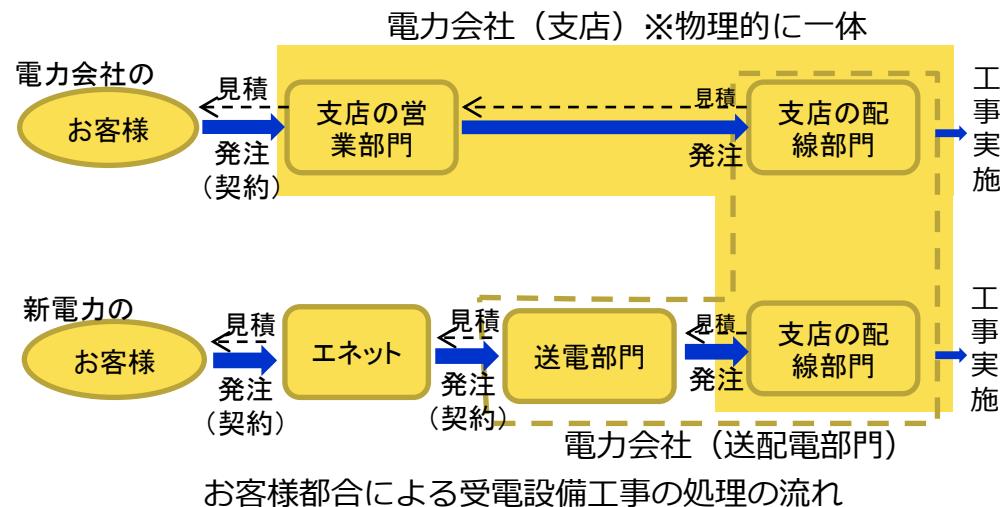
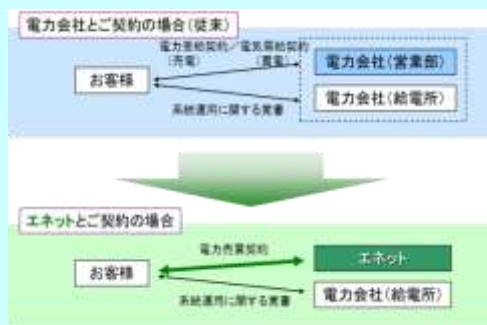
問題の所在

- ① 現状、受電盤(キュービクル)の設置位置の変更工事など、お客様都合による工事は費用をお客様が負担した上で実施することとなっている。
- ② 新電力のお客様の場合、当該工事実施にあたり、一般電気事業者の託送供給約款の規定に基づき、新電力がお客様との見積・発注業務を担うこととなっているが、**事実上、業務管理も収入も発生しないスルー業務となり、見積内容や工事業務の進捗等に対して十分責任をもった対応がとれず、結果としてお客様に迷惑をかける場合もある。**

改善要望

- 引込線等の資産管理は送配電部門で行っており、当該工事も送配電部門が実施しているため、これらの設備工事については、**送配電部門が一元的に受発注契約・出納・工事を実施することを原則とするようなガイドライン化を図る。**

- なお、電気の需給契約においては、お客様と系統運用における覚書を締結している。



(追⑦)高効率火力発電の新增設における環境アセスメントの迅速化

問題の所在・背景

- ① 現在、電力システム改革において、新電力の電源調達環境の改善が検討されているが、電源開発を早期化するための環境アセスメントの見直し等に関する措置は言及されていない。
- ② 一定規模以上の発電所建設(火力の場合11.25万kW以上)には、環境影響評価法にもとづく**環境アセスメントに3年半～4年間**を要し、最短でも**計画から建設までに7～8年間**を要する。
- ③ 一定規模以下の中規模発電所においても、各自治体において条例により**環境影響評価法より厳しい基準**が設けられているケースがあるため、建設までの期間が長期化する場合がある
- ④ 高経年火力のリプレースについては、環境アセスメントの手続き迅速化について環境省からガイドライン(H24年3月)が示されたが、**新增設については対象となっていない。**

改善提案

- 環境アセスメントの手続き迅速化については、**リプレースのみを対象とするのではなく、系統全体の環境負荷軽減の観点から、新增設も対象とすべきである。**
- 中規模発電所についても、高効率火力の早期開発を実現するため、自治体条例を含めて、**環境負荷に応じた柔軟な対応**を促す。
- なお、「革新的エネルギー・環境戦略」においても、リプレースのみではなく、「**並行的に高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力の最新設備の新增設についても、環境影響評価の迅速化に取り組む**」と示されている。

<国・自治体における環境アセスメントの対象(例)>

環境影響評価法	第1種事業	15万kW以上	
	第2種事業(個別判断)	11.25～15万kW	
自治体条例	東京都	11.25万kW以上	
	神奈川県	横浜市	10万kW以上
			2万kW以上
	愛知県	名古屋市	10万kW以上
			5万kW以上
	大阪府	大阪市	2万kW以上
			2万kW以上
	兵庫県	神戸市	7.5万kW以上
			2万kW以上
	福岡県	福岡市	7.5万kW以上
5万kW以上			